

高校生等奨学給付金の年額（非課税世帯の場合の例）

高校生等（年齢は問わない）

15歳（中学生は除く。）以上～23歳未満

例1

（18歳）

第1子



※兄は、保護者等に扶養されておらず、この給付金制度では支給認定にカウントしないため、「第1子」と区分される。

公立 84,000円
私立 103,500円
+通信費 10,000円

兄（22歳）



※扶養されていない
（就職している等、
経済的に自立している。）

例2

（18歳）

第1子



公立 84,000円
私立 103,500円
+通信費 10,000円

（16歳）

第2子



公立129,700円
私立138,000円
+通信費 10,000円

※戸籍上は第2子であるが、この給付金制度では「第1子」と区分される。

例3

（16歳）

第2子



公立129,700円
私立138,000円
+通信費 10,000円

（20歳）



※扶養されている
（学生・パートアルバイト（低収入）・無職等、
経済的に自立していない。）

例4

（18歳）

第2子



公立129,700円
私立138,000円
+通信費 10,000円

（16歳）

第3子



公立129,700円
私立138,000円
+通信費 10,000円